

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第24回本部員会議

日時：令和3年6月18日(金) 15:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況について

資料2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について (案)

資料3 新型コロナ感染拡大防止対策 (比較表)

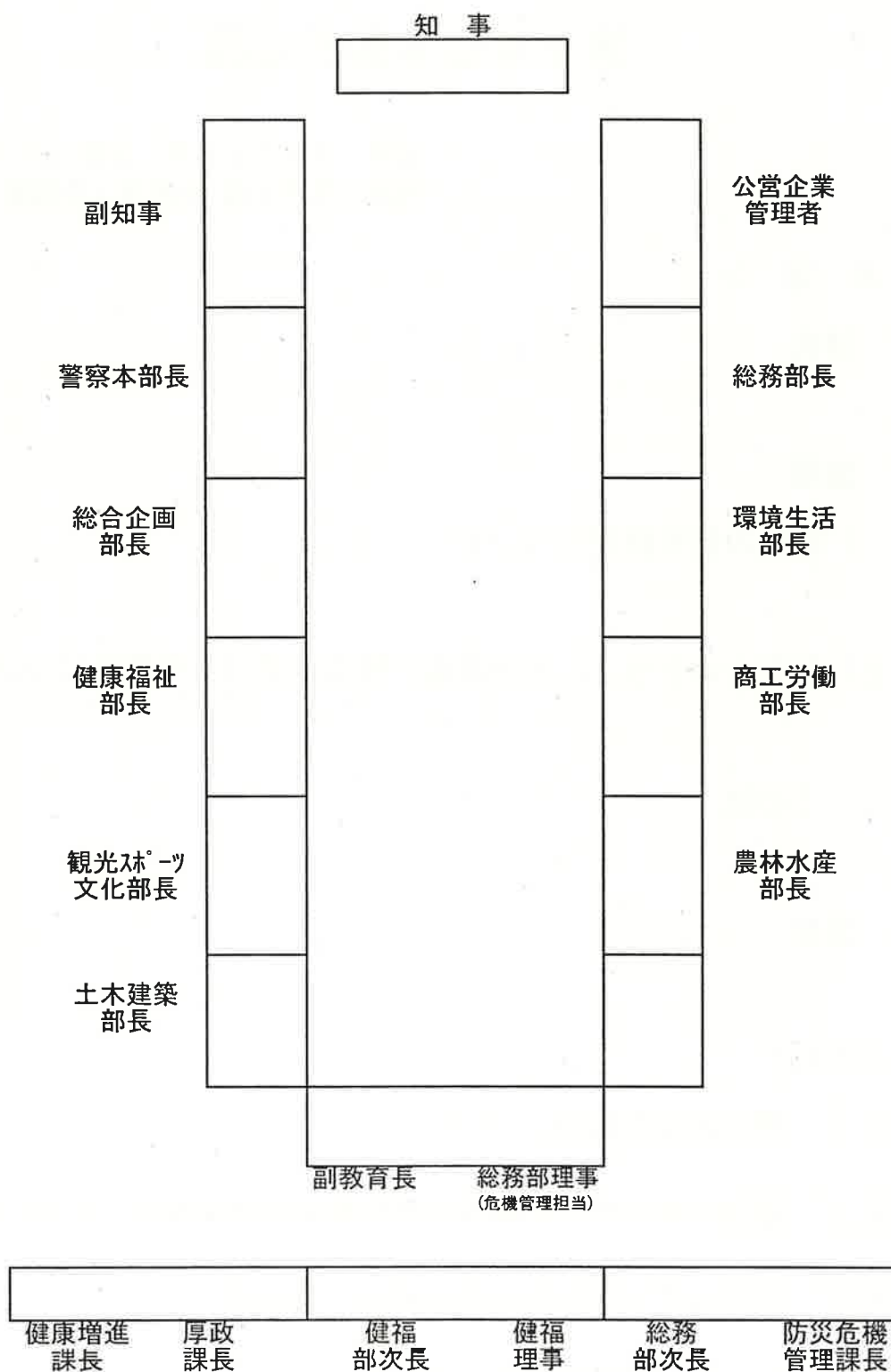
資料4 ワクチン接種の促進について

資料5 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

参考資料 令和3年度6月補正予算案について

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第24回本部員会議 配席図

日時：令和3年6月18日(金)15:30～
 場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第24回本部員会議

日時：令和3年6月18日(金)15:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	副教育長
警察本部	警察本部長（警務部長代理出席）

現在の発生状況について

1 全世界及び日本国内の発生状況 ※厚生労働省公表数字

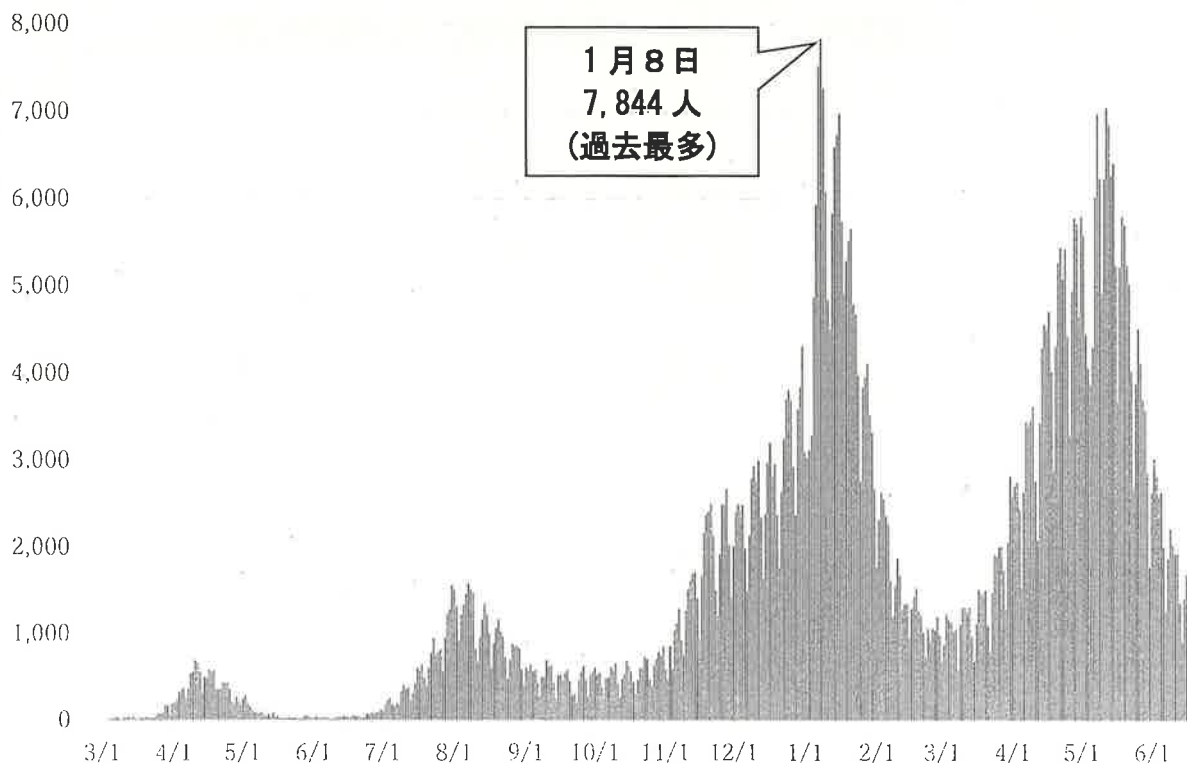
(1) 全世界 (6/17 15:00 現在) 【日本を除く】

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国
176, 259, 368	3, 818, 721	米国(33, 498, 468)、インド(29, 700, 313)、 ブラジル(17, 628, 588)、フランス(5, 809, 319)

(2) 日本国内 (6/17 0:00 現在) (人)

	P C R 実 施 人 数	陽 性 者 数	入 院 治 療 を 要 す る 者 (内 数) (重症者)	退 院 又 は 療 養 解 除 者 の 数	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (③除く)	14, 890, 404	776, 290	24, 317 (763)	737, 235	14, 264	1, 704
② 空港検疫	734, 511	3, 033	65 (0)	2, 963	5	0
③ チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
合計	15, 625, 744	779, 338	24, 382 (763)	740, 213	14, 269	1, 704

全国の新規感染者の推移



2 本県の状況 (6/18 15:00 時点)

(1) 感染者数等

感染者数：3,095 人 (うち死亡 71 人)

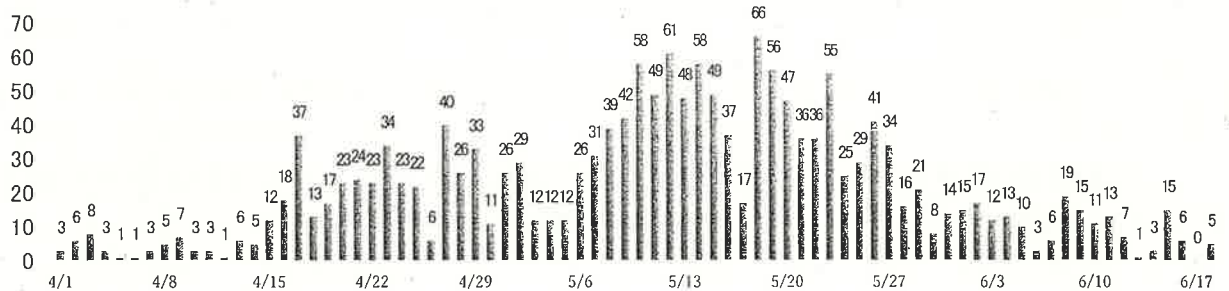
(2) 療養者数の内訳

療養者数	入院者数				宿泊療養者数等
	重症	中等症	軽症・無症状	計	
129	1	46	76	123	6

(3) 市町別感染者数

下関	627	宇部	437	山口	312	萩	15	防府	359
下松	112	岩国	425	光	44	長門	38	柳井	45
美祿	20	周南	418	山陽小野田	123	周防大島	9	和木	18
上関	5	田布施	17	平生	8	阿武	0	県外	63

県内の新規感染者の推移(4月以降)



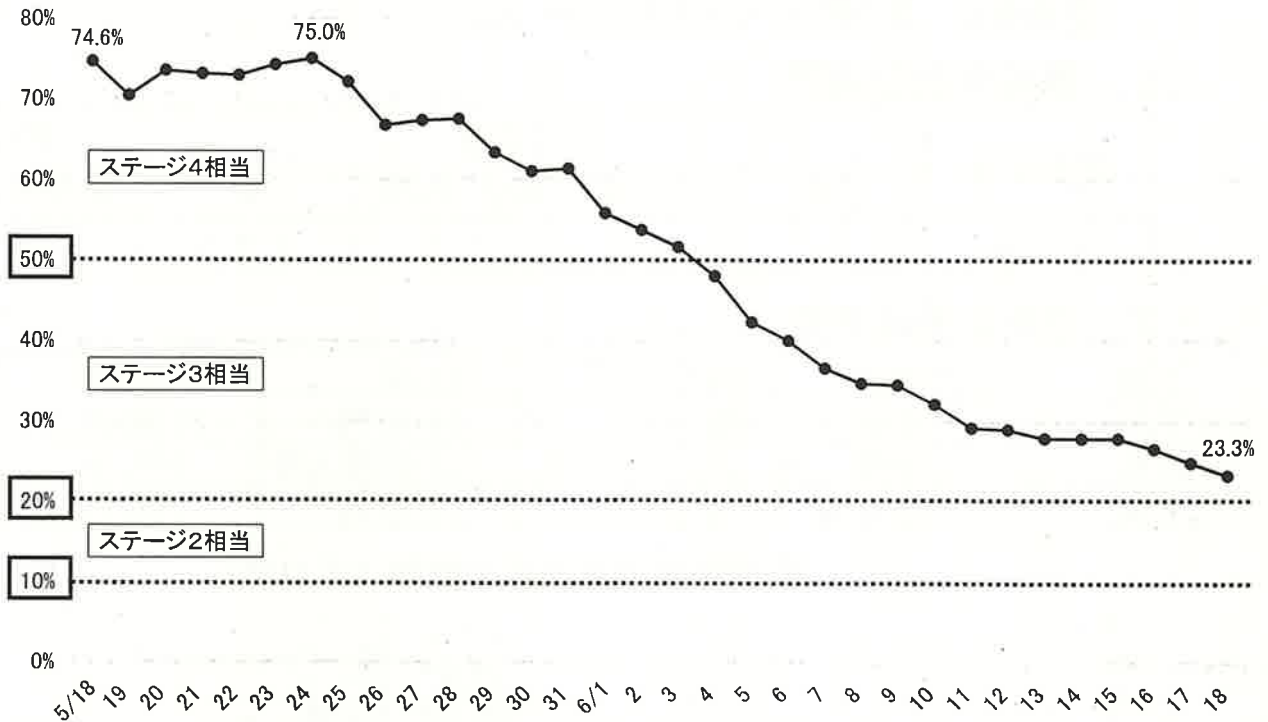
(4) PCR等検査 (R2. 2. 15~R3. 6. 13)

累計 116,931 件 (6/7~6/13 実績 3,765 件)

(5) モニタリングの状況

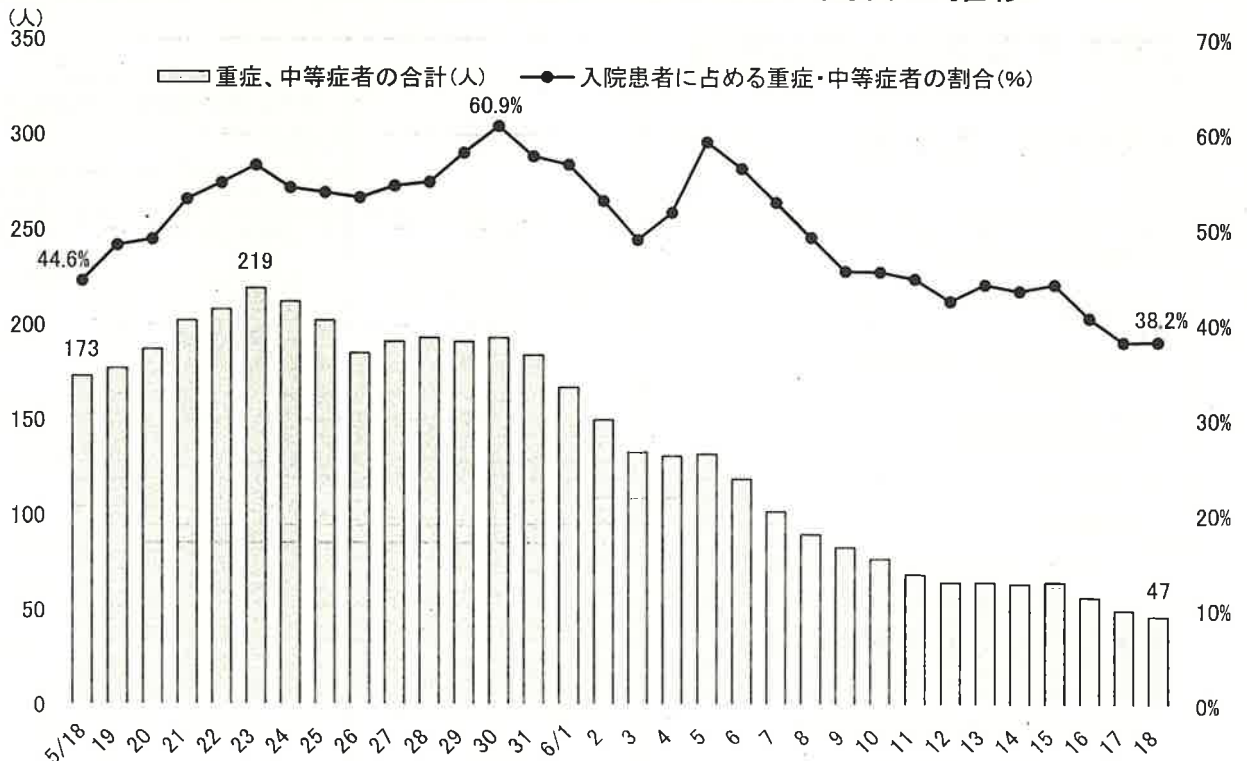
指 標		現状値	(参考) 国分科会が示す目安の本県への当てはめ	
			ステージ3	ステージ4
①	確保病床利用率	6/18 123床 (23.3%)	106~263床 (20%以上)	264床以上 (50%以上)
	入院率 (入院患者数/療養者数)	6/18 95.3%	40%以下	25%以下
	重症病床利用率	6/18 1床 (2.1%)	9~23床 (20%以上)	24床以上 (50%以上)
②	療養者数 (入院者数・宿泊療養者数等を合わせた数)	6/18 129人 【9.5人】	272~406人 【20人以上】	407人以上 【30人以上】
③	直近1週間のPCR検査等陽性率	6/7 ~ 6/13 1.91%	5%以上	10%以上
④	直近1週間の新規感染者数 【人口10万人当たり】	6/12 ~ 6/18 37人 【2.7人】	204~339人/週 【15人以上】	340人以上/週 【25人以上】
⑤	感染経路不明な者の割合	6/5 ~ 6/11 20.3% ※調査中含む	50%以上	50%以上

3 集中対策期間中のモニタリング指標等の推移 (1) 確保病床使用率の推移



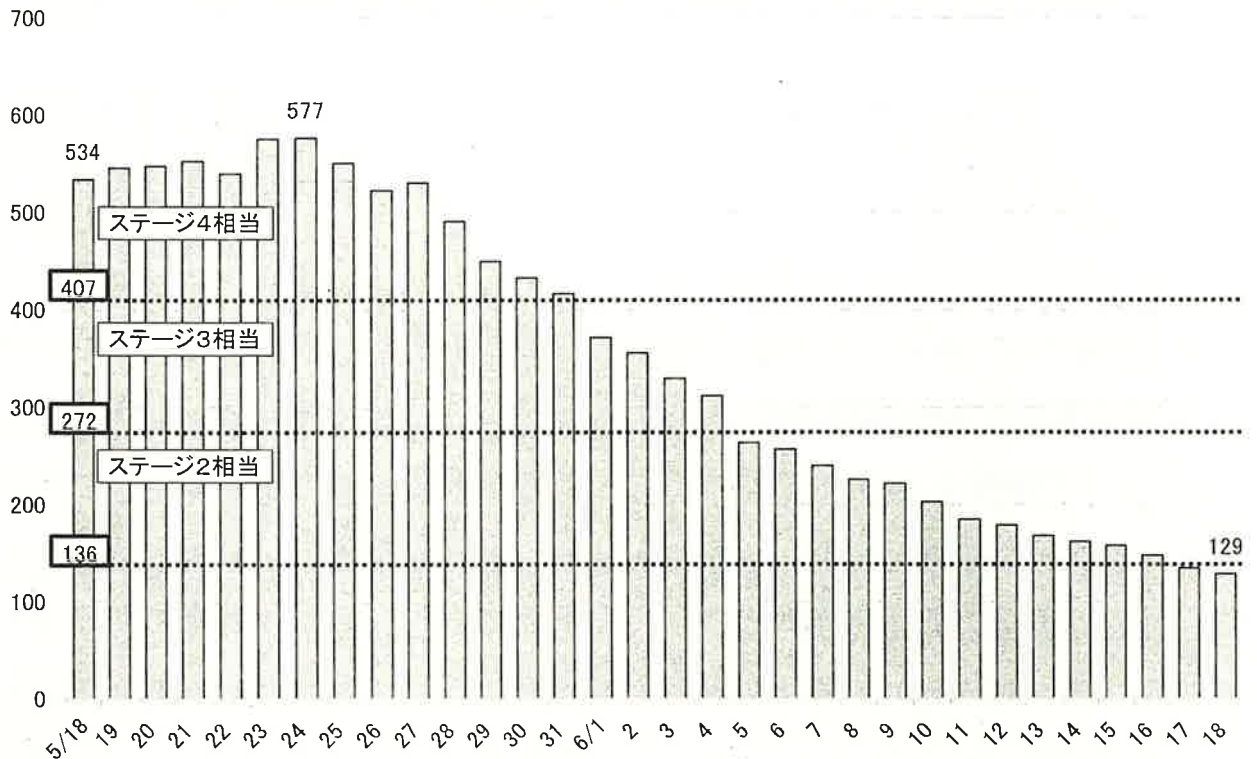
確保病床使用率は、5月24日の75%を最大値に、その後は徐々に低下し、6月4日には「ステージ3」相当に低下。

(2) 重症・中等症者数と入院患者に占める割合の推移



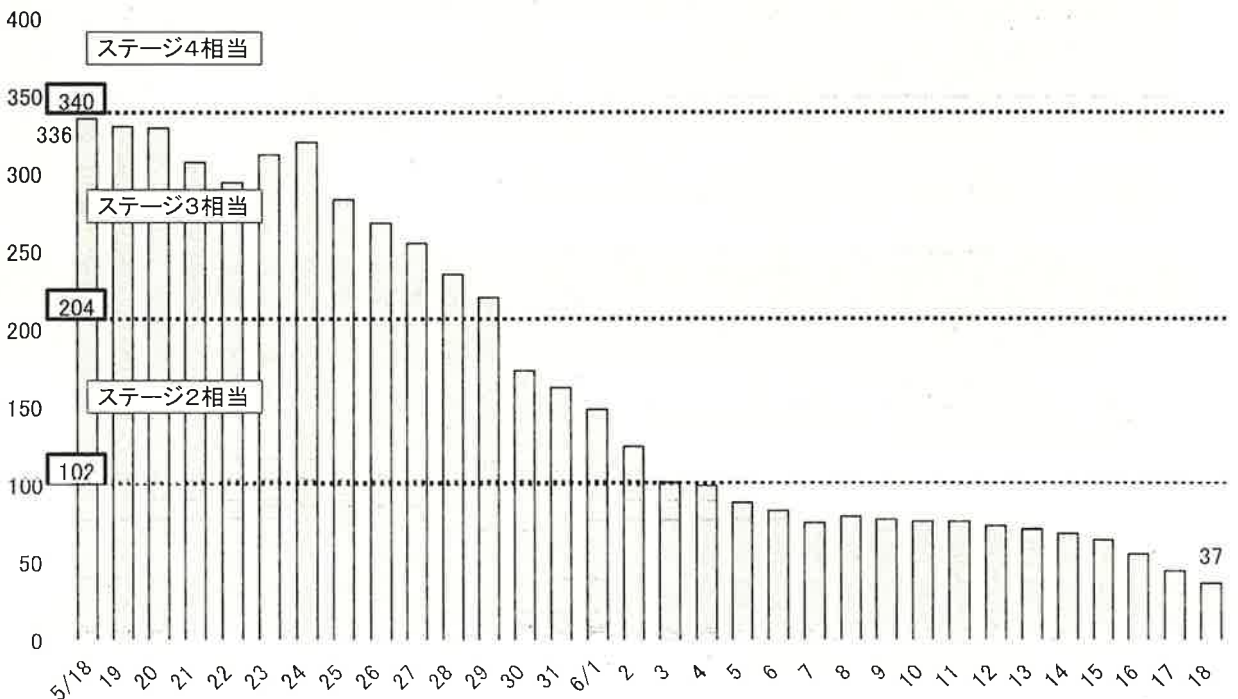
重症・中等症者数は、変異株の影響により、5月21日の219人にまで増加し、入院患者の半数以上を占めた。6月以降は、減少に転じ、現在は47人となっている。

(3) 療養者数の推移



療養者数は、集中対策開始後も、しばらくの間、高止まりの状況が続いたが、7日後あたりからは減少に転じ、6月1日には「ステージ3」相当に、6月5日には「ステージ2」相当に、6月17日には「ステージ1」相当に低下。

(4) 直近1週間の新規感染者数の推移



直近1週間の新規感染者数は、集中対策開始の1週間後から減少傾向に転じ、5月30日には「ステージ2」相当に、6月4日には「ステージ1」相当に低下。

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和 3 年 6 月 1 8 日
 山口県新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 （危機管理チーム）

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条第 3 項に基づく緊急事態措置について、6 月 1 7 日に沖縄県について、7 月 1 1 日まで期間を延長するとともに、9 都道府県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県）については 6 月 2 0 日をもって区域から除外することが決定された。また、特措法第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置について、3 県（埼玉県、千葉県及び神奈川県）について 7 月 1 1 日まで期間を延長するとともに、7 都道府県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）を対象区域に加え、6 月 2 1 日から 7 月 1 1 日までを期間とし、2 県（岐阜県及び三重県）については 6 月 2 0 日をもって終了することが決定された。

本県においては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の都道府県との往来は自粛するよう強く県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

6 月 1 7 日の緊急事態宣言期間の延長やまん延防止等重点措置区域の変更等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<緊急事態宣言の対象区域及び期間>

区 分	対 象 区 域	期 間
特定都道府県	沖縄県	5 月 2 3 日～7 月 1 1 日

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
埼玉県、千葉県、神奈川県	4月20日～7月11日
北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	6月21日～7月11日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。
- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、6月21日以降、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、やむを得ない場合を除いて自粛するよう要請。
- 県外との往来にあたっては、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する要請等に従うよう要請。
- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策の徹底。

また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」）に特に注意するよう呼びかけ。

- 外出の際には、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動するよう呼びかけ。
- 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への出張や、同都道府県からの来訪については極力控えるよう要請。
また、これらの都道府県からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。
- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組む飲食店に対し、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店のポスターを配付するとともに、県ホームページで取組内容等を周知。

- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準> ※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
9月19日～ 8月31日	・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 ※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

<分科会の示すステージの指標>

項目		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合		
	・入院医療 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	②療養者数	20人/10万人以上	30人/10万人以上
感染の状況	③PCR陽性率	5%以上	10%以上
	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上	25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。
- 高齢者施設等における感染防止対策として、職員への感染対策資質向上研修や職員に対する一斉PCR等検査を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることはないよう、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーンの実施

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策（比較表）

(6/21～)集中対策終了後の感染防止対策	(～6/20)新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策
<p>3 県民、事業者への要請</p> <p>(1) 県外との往来にあたっての注意</p> <p>○東京や大阪、福岡など、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛を要請</p> <p>○県外との往来にあたっては、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体の発する要請等に従うよう要請</p> <p>(削除)</p>	<p>3 県民、事業者への要請</p> <p>(1) 県外との往来の自粛</p> <p>○県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛</p> <p>○特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往来は、最大限自粛</p> <p>(2) 外出機会の半減</p> <p>○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減</p> <p>例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、人との接触を伴うサークル活動等の自粛、地域で集まって行う会合やカラオケ等の自粛</p> <p>※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない</p> <p>○旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期</p> <p>○県観光連盟の発行する「行こうよ。やまちプレミアム宿泊券」の利用自粛</p> <p>○GoToEat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)</p>

(3) 感染予防対策の徹底

○「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

○外出にあたっては、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動

○会食は、少人数・短時間になるようにし、外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力

○発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

(4) 事業者における感染防止対策

○職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底

○特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換

○みんなであらゆる！キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止

(3) 感染予防対策の徹底

○「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

○会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛

○外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力

○発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

(4) 事業者における感染防止対策の強化

○職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底

○特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換

<p>気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底</p> <p>○<u>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への出張は、極力控える</u></p> <p>○<u>発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等の在宅勤務(テレワーク)や健康管理に対する配慮</u></p> <p>○在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底</p> <p>4 高齢者施設等における感染防止対策</p> <p>○高齢者施設(入所系)や療養型入院医療機関等における職員への一斉PCR検査</p> <p>○職員への感染対策資質向上研修</p> <p>5 学校における感染防止対策</p> <p>○<u>高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施(随時)</u></p> <p>○<u>部活動における県外との往來を伴う学校等との練習試合・合宿等については、地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して慎重に判断</u></p> <p>○<u>特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県の学校等との練習試合・合宿等については自粛</u></p>	<p>気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底</p> <p>○<u>県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛</u></p> <p>○<u>やむを得ず県外との往來があった従業員等の在宅勤務(テレワーク)や健康管理に対する配慮</u></p> <p>○在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底</p> <p>4 高齢者施設等における感染防止対策</p> <p>○高齢者施設(入所系)や療養型入院医療機関等における職員への一斉PCR検査</p> <p>○<u>高齢者・障害者施設(通所系)における緊急点検等</u></p> <p>○職員への感染対策資質向上研修</p> <p>5 学校における感染防止対策</p> <p>○高等学校生徒・教職員のPCR検査実施</p> <p>○<u>オンデマンド視聴による臨時感染防止対策研修会の実施</u></p> <p>○<u>部活動における県外との往來を伴う他校との練習試合・合宿等については極力自粛し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている区域については、最大限自粛</u></p>
--	--

<p>6 イベント等における感染防止対策の徹底 ○業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>7 県有施設における感染防止対策の徹底 ○業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底</p>	<p>6 イベント等の開催制限 ○原則、県主催イベントの中止、又は、延期 ○県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請</p> <p>7 県有施設の利用制限 ○県外からの来場自粛の呼びかけ</p>
--	--

ワクチン接種の促進について

令和 3 年 6 月 1 8 日 健康福祉部

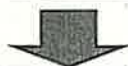
1 医療従事者への接種

- ・対象者（約 5 万 8 千人）への接種を完了（6 月 1 5 日）

2 高齢者接種への接種

<接種実績（6 月 1 7 日時点）>

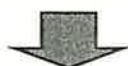
1 回目接種率	2 回目接種率
5 2 . 9 %	2 2 . 5 %



7 月末までに、全市町で高齢者への 2 回接種が完了

3 一般接種の加速化

- 県内 3 か所に広域的集団接種会場を設置
 - 医療関係団体との連携強化
 - ・医療従事者の確保
 - ⇒医師、歯科医師、潜在看護師、薬剤師
 - 「職域接種サポートチーム」を設置
 - ・「職域接種サポートチーム」（商工労働部内）を設置
 - ⇒相談対応や事業所の訪問等、実施に向けた調整
- [申請件数：27 件]



1 0 月末までに、希望する県民への接種を完了

県民の皆様・企業の皆様へのごお願い

新型コロナウイルス感染症については、隣県の福岡、広島を含む10都道府県に緊急事態宣言が発出されていましたが、全国的に新規感染者が減少傾向にあることなどから、沖縄を除き、6月21日から宣言を解除することが決定されました。

また、本県においては、5月18日から感染拡大防止集中対策を実施しているところですが、皆様のご協力のおかげで、新規感染者数が減少傾向にあり、病床使用率などの指標が落ち着きを取り戻しつつあることから、予定どおり6月20日で終了することといたしました。

皆様にはご不便をおかけして申し訳ありませんでしたが、集中対策にご協力いただき、誠にありがとうございました。

しかしながら、東京や大阪をはじめ、10都道府県へのまん延防止等重点措置の適用が決定されるなど、感染が収まっていない地域があり、新たな変異株による感染拡大も懸念されることから、県民の皆様、企業の皆様には、ここで気を緩めることなく、感染の再拡大を防止するため、6月21日からは、以下の取組にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<県外との往来にあたっての注意>

- ◎ 東京や大阪、福岡など、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛をお願いします。
- ◎ 県外との往来にあたっては、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体の発する要請等に従ってください。

<感染予防対策の徹底>

- ◎ 感染力が非常に強い変異株による感染を防ぐには、これまで以上に感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 外出にあたっては、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動してください。

- ◎ 会食は、少人数・短時間になるようにし、外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

<企業活動における注意>

- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、改めて、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますようお願いいたします。
- ◎ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への出張は、極力控えてください。
- ◎ また、これらの都道府県からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 在宅勤務(テレワーク)やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いいたします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大対策の工夫・強化を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務や健康管理には、格別の配慮をお願いいたします。

<感染された方等への差別・偏見の防止>

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いいたします。

令和3年6月18日

山口県知事 村岡 嗣 政

令和3年度6月補正予算案について
 (感染拡大の影響を受けた事業者への支援及び消費需要喚起関連)

1 飲食店の感染拡大防止対策支援

(単位 千円)

事業名	事業概要	補正額
もっと膳力!もつと安心!飲食店応援事業	飲食店における感染防止対策を促進するため、県による第三者認証制度を創設 ・全飲食店への訪問・助言 ・認証店への応援金の給付(20万円/店舗)	1,300,000

2 事業活動支援

(単位 千円)

事業名	事業概要	補正額
中小企業事業継続支援事業	売上が大きく減少している中小企業に対する事業継続のための支援金の給付 [対象者] 中小企業者(売上30%以上減少) [支援金額] 法人:40万円 個人:20万円	2,650,000
頑張る事業者リスタート支援事業	事業者が行う感染症対策やコロナに対応した事業展開等の経費に対する補助 [対象者] 中小企業者(売上減少) [補助率] 3/4 [補助上限] 500千円	1,050,000
中小企業PCR検査支援事業	事業活動のため中小企業が自主的に従業員に受けさせるPCR検査等の経費に対する補助 [対象者] 中小企業者 [補助率] 1/2 [補助上限] 300千円	320,000
越境EC活用推進事業	国内消費の冷え込みや海外景気回復の流れ等を踏まえ、国内において海外販路開拓が可能な越境ECの活用促進 [事業内容] ・越境EC新規参入企業へのセミナー開催等 ・成約後のプロモーション活動の実施	11,000
宿泊施設の高付加価値化等支援事業	宿泊施設が行う前向きな施設改修等に係る経費の補助 [補助率] 3/4 等 [補助上限] 7,500千円	530,000
公共交通事業継続支援事業	公共交通事業者の事業継続等に要する経費の補助 ・車両や船舶の点検・整備に係る経費 ・感染症対策の実施や周知に係る経費 [補助率] 10/10	576,283

3 消費需要喚起

(単位 千円)

事業名	事業概要	補正額
頑張るお店応援 プロジェクト事業	プレミアム付きチケットの購入により、店舗を支援するクラウドファンディングの実施 〔支援金目標額〕 7億円(発行総額10.5億円) 〔プレミアム率〕 50%	574,360
小規模事業者応援 キャンペーン事業	商工会議所や商店街等が実施する地域イベント等への補助 〔補助率〕 10/10 〔補助上限〕 1,000~20,000千円	211,000
やまぐち地域観光 事業	県民限定の宿泊料金等助成やクーポン券の発行等 ・ 宿泊料金等助成 (半額又は5千円のいずれか小さい額) ・ 地域限定クーポン券の付与 (1人泊あたり2千円分) ・ 未就学児に係る施設使用料助成 (全額)	3,282,000
やまぐちの農林水 産物需要拡大応援 事業	県産農林水産物の応援キャンペーンの実施や学校給食における高級魚の提供	245,000

